各位

会社名 大和アセットマネジメント株式会社

(管理会社コード:13054)

代表者名代表取締役社長小松幹太問合せ先ラップ・ETF ビジネス部村上知丈(連絡先03-5555-3472)

上場投資信託(ETF)の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託 (ETF) の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名(銘柄コード)

$i \\ Free \\ ETF$	TOPIX(年1回決算型)	(1305)
$i \\ Free \\ ETF$	日経 225(年1回決算型)	(1320)
$i \\ Free \\ ETF$	東証 REIT 指数	(1488)
$i \\ Free \\ ETF$	TOPIX Ex-Financials	(1585)
$i \\ Free \\ ETF$	JPX 日経 400	(1599)
$i \\ Free \\ ETF$	TOPIX 高配当 40 指数	(1651)
$i \\ Free \\ ETF$	東証 REIT Core 指数	(2528)
$i \\ Free \\ ETF$	日経 225(年 4 回決算型)	(2624)
iFreeETF	TOPIX (年4回決算型)	(2625)

2. 変更内容および変更理由

運用成果をより適切に情報開示するため、ベンチマークを、以下のとおり配当を含まない指数から 配当を含む指数に変更します。

なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

銘柄コート゛	ファンド名	変更前 ベンチマーク	変更後 ベンチマーク
1305	iFreeETF TOPIX (年1回決算型)	東証株価指数	TOPIX(配当込み)
1320	iFreeETF 日経225(年1回決算型)	日経平均株価	日経平均トータルリター ン・インデックス
1488	iFreeETF 東証REIT指数	東証REIT指数	東証REIT指数(配当込み)
1585	iFreeETF TOPIX Ex-Financials	TOPIX Ex-Financials	TOPIX Ex-Financials (配 当込み)
1599	iFreeETF JPX日経400	JPX日経インデックス 400	JPX日経インデックス 400(配当込み)
1651	iFreeETF TOPIX高配当40指数	TOPIX高配当40指数	TOPIX高配当40指数(配当 込み)
2528	iFreeETF 東証REIT Core指数	東証REIT Core指数	東証REIT Core指数(配当 込み)
2624	iFreeETF 日経225(年4回決算型)	日経平均株価	日経平均トータルリター ン・インデックス
2625	iFreeETF TOPIX (年4回決算型)	東証株価指数	TOPIX(配当込み)

3. 日程

2023年10月3日まで金融庁へ届出2023年10月4日変更日

4. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

iFreeETF TOPIX (年1回決算型)

変 更 後

(受益権の取得申込)

第14条 (略)

- ② 受益権の取得申込者は、<u>TOPIX</u>(配当込み)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)
- ③~① (略)
- ② 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号から第3号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。
 - 1. <u>TOPIX (配当込み)</u> 構成銘柄の配 当落日および権利落日
 - 2. <u>TOPIX (配当込み)</u> 構成銘柄の変 更および増減資等に伴う株数の変更日 の2営業日前から起算して6営業日以内
 - 3. (略)

4. (略)

(13)~(14) (略)

(運用の基本方針)

- 第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をTOPIX(配当込み)の変動率に一致させることを目的として、TOPIX(配当込み)に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。
 - ② <u>TOPIX</u>(配当込み)を構成する全銘 柄の株式の時価総額構成比率の95%以上 を構成する銘柄の株式を組入れることを 原則とします。

 $(3)\sim(7)$ (略)

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理 に要する諸費用、受託者の立替えた立替金 の利息ならびに信託財産にかかる監査報 酬および当該監査報酬にかかる消費税等 に相当する金額(以下「諸経費」といいま す。)は、受益者の負担とし、信託財産中 から支弁します。なお、受益権の上場にか かる費用および<u>TOPIX(配当込み)</u>の 商標(これに類する商標を含みます。)の 現 行

(受益権の取得申込)

第14条 (略)

- ② 受益権の取得申込者は、<u>東証株価指数</u>を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の 株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を 単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略)
- ③~① (略)
- ② 第1項の規定にかかわらず、委託者は、 原則として、次の各号に該当する場合は、 受益権の取得申込の受付を停止します。な お、第1号から第3号に該当する場合であっ ても、委託者の判断により、受益権の取得 申込を受け付けることがあります。
 - 1. 東証株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日
 - 2. <u>東証株価指数</u>構成銘柄の変更および増 減資等に伴う株数の変更日の2営業日前 から起算して6営業日以内
 - 3. (略)

4. (略)

① (略)

(運用の基本方針)

- 第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純 資産額の変動率を<u>東証株価指数</u>の変動率 に一致させることを目的として、<u>東証株価</u> 指数に採用されている銘柄(採用予定を含 みます。)の株式に対する投資として運用 を行ないます。
 - ② <u>東証株価指数</u>を構成する全銘柄の株式の時価総額構成比率の95%以上を構成する銘柄の株式を組入れることを原則とします。

 $3\sim7$ (略)

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理 に要する諸費用、受託者の立替えた立替金 の利息ならびに信託財産にかかる監査報 酬および当該監査報酬にかかる消費税等 に相当する金額(以下「諸経費」といいま す。)は、受益者の負担とし、信託財産中 から支弁します。なお、受益権の上場にか かる費用および<u>東証株価指数</u>の商標(これ に類する商標を含みます。)の使用料(以 使用料(以下、「商標使用料」といいます。) ならびにこれらにかかる消費税等に相当 する金額は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁することができます。(以下略)

(交換の請求)

第44条 (略)

② \sim 4) (略)

- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、 原則として、次の各号に該当する場合は、 受益権の交換請求の受付を停止します。な お、第1号または第2号に該当する場合であ っても、委託者の判断により、受益権の交 換請求を受け付けることがあります。
 - 1. <u>TOPIX (配当込み)</u>構成銘柄の変 更および増減資等に伴う株数の変更日 の2営業日前から起算して6営業日以内
 - 2. (略)
 - 3. (略)

6~0 (略)

(信託契約の解約)

第49条 (略)

② 委託者は、第7条の規定により受益権を 上場したすべての金融商品取引所におい て上場廃止となったときまたは<u>TOPI</u> <u>X(配当込み)</u>が廃止された場合には、受 託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させます。この場合におい て、委託者は、あらかじめ、解約しようと する旨を監督官庁に届け出ます。

 $3\sim7$ (略)

下、「商標使用料」といいます。) ならびに これらにかかる消費税等に相当する金額 は、受益者の負担とし、信託財産中から支 弁することができます。(以下略)

(交換の請求)

第44条 (略)

② \sim 4) (略)

- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、 原則として、次の各号に該当する場合は、 受益権の交換請求の受付を停止します。な お、第1号または第2号に該当する場合であ っても、委託者の判断により、受益権の交 換請求を受け付けることがあります。
 - 1. <u>東証株価指数</u>構成銘柄の変更および 増減資等に伴う株数の変更日の2営業日 前から起算して6営業日以内
 - 2. (略)
 - 3. (略)

⑥~⑩ (略)

(信託契約の解約)

第49条 (略)

② 委託者は、第7条の規定により受益権を 上場したすべての金融商品取引所におい て上場廃止となったときまたは<u>東証株価</u> 指数が廃止された場合には、受託者と合意 のうえ、この信託契約を解約し、信託を終 了させます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官 庁に届け出ます。

 $3\sim7$ (略)

iFreeETF 日経225(年1回決算型)

変 更 後

(受益権の取得申込)

第14条 (略)

- ② 受益権の取得申込者は、<u>日経平均トータ</u> <u>ルリターン・インデックス</u>を構成する各銘 柄の株式の数の構成比率に相当する比率 により構成される各銘柄の株式として委 託者が指定するもの(以下「取得時のバス ケット」といいます。)を単位として、受 益権を取得しなければならないものとし ます。(以下略)
- ③~① (略)
- ② 第1項の規定にかかわらず、委託者は、 原則として、次の各号に該当する場合は、 受益権の取得申込の受付を停止します。な お、第1号から第3号に該当する場合であっ ても、委託者の判断により、受益権の取得

現行

(受益権の取得申込)

第14条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>日経平均株価</u>を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の 株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を 単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略)

③~① (略)

② 第1項の規定にかかわらず、委託者は、 原則として、次の各号に該当する場合は、 受益権の取得申込の受付を停止します。な お、第1号から第3号に該当する場合であっ ても、委託者の判断により、受益権の取得 申込を受け付けることがあります。

- 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の配当落日および権利落日
- 2. <u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
- 3. (略)

4. (略)

① (略)

(運用の基本方針)

- 第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>の変動率に一致させることを目的として、<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。
 - ② <u>日経平均トータルリターン・インデック</u> <u>ス</u>を構成する全銘柄の株式を組入れることを原則とします。

③ \sim ⑦ (略)

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および日経平均トータルリターン・インデックスの商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。(以下略)

(交換の請求)

第44条 (略)

② \sim ④ (略)

- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. <u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前から起算

申込を受け付けることがあります。

- 1. <u>日経平均株価</u>構成銘柄の配当落日およ び権利落日
- 2. <u>日経平均株価</u>構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内

3. (略)

4. (略)

① (略)

(運用の基本方針)

- 第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純 資産額の変動率を<u>日経平均株価</u>の変動率 に一致させることを目的として、<u>日経平均</u> 株価に採用されている銘柄(採用予定を含 みます。)の株式に対する投資として運用 を行ないます。
 - ② <u>日経平均株価</u>を構成する全銘柄の株式を組入れることを原則とします。

 $(3)\sim(7)$ (略)

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といい産す。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および日経平均株価の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。(以下略)

(交換の請求)

第44条 (略)

② \sim 4) (略)

- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. <u>日経平均株価</u>構成銘柄の変更および 増減資等に伴う除数の変更日の2営業日 前から起算して6営業日以内

して6営業日以内

2. (略)

3. (略)

6~0 (略)

(信託契約の解約)

第49条 (略)

② 委託者は、第7条の規定により受益権を 上場したすべての金融商品取引所におい て上場廃止となったときまたは<u>日経平均</u> トータルリターン・インデックスが廃止さ れた場合には、受託者と合意のうえ、この 信託契約を解約し、信託を終了させます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、 解約しようとする旨を監督官庁に届け出 ます。

③~~(

2. (略)

3. (略)

⑥~⑩ (略)

(信託契約の解約)

第49条 (略)

② 委託者は、第7条の規定により受益権を 上場したすべての金融商品取引所におい て上場廃止となったときまたは<u>日経平均</u> 株価が廃止された場合には、受託者と合意 のうえ、この信託契約を解約し、信託を終 了させます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官 庁に届け出ます。

 $③\sim$ ⑦ (略)

iFreeETF 東証REIT指数

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2016年10月21日の「東証REIT指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、「東証REIT指数 (配当込み)」(以下「対象指数」といいま す。)を構成する各銘柄の不動産投資信託 証券の数の構成比率に相当する比率によ り構成される各銘柄の不動産投資信託証 券として委託者が指定するもの(以下「取 得時のバスケット」といいます。)を単位 として、受益権を取得しなければならない ものとします。(以下略)

③~① (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2016年10月21日の「東証REIT指数」(以下「対象指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成 する各銘柄の不動産投資信託証券の数の 構成比率に相当する比率により構成され る各銘柄の不動産投資信託証券として委 託者が指定するもの(以下「取得時のバス ケット」といいます。)を単位として、受 益権を取得しなければならないものとし ます。(以下略)

③~① (略)

iFreeETF TOPIX Ex-Financials

変 更 後	現行
(受益権の分割および再分割)	(受益権の分割および再分割)
第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権に	第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権に

ついては、1口当たりの元本額が2013年9月18日の「TOPIX Ex-Financials」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、「TOPIX Ex-Financials (配当込み)」(以下「対象 株価指数」といいます。) を構成する各銘 柄の株式の数の構成比率に相当する比率 により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)

③~④ (略)

ついては、1口当たりの元本額が2013年9月 18日の「TOPIX Ex-Financials」<u>(以下「対象株価指数」といいます。)</u>の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の 株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を 単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略)

③~④ (略)

iFreeETF JPX日経400

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2014年3月25日の「JPX日経インデックス400」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、「JPX日経インデックス400(配当込み)」(以下「対象 株価指数」といいます。) を構成する各銘 柄の株式の数の構成比率に相当する比率 により構成される各銘柄の株式として委 託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。) を単位として、受 益権を取得しなければならないものとします。(以下略)

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2014年3月25日の「JPX日経インデックス400」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の 株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を 単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略)

③~④ (略)

変更後

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「TOPIX高配当40指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、「TOPIX高配当40 指数(配当込み)」(以下「対象株価指数」 といいます。) を構成する各銘柄の株式の 数の構成比率に相当する比率により構成 される各銘柄の株式として委託者が指定 するもの(以下「取得時のバスケット」と いいます。)を単位として、受益権を取得 しなければならないものとします。(以下 略)

③~④ (略)

現行

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「TOPIX高配当40指数」(以下「対象性価指数」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、対象株価指数を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の 株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を 単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略)

③~④ (略)

iFreeETF 東証REIT Core指数

変更後

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2019年2月6日の「東証REIT Core指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、「東証REIT Core 指数(配当込み)」(以下「対象指数」といいます。) を構成する各銘柄の不動産投資 信託証券の数の構成比率に相当する比率 により構成される各銘柄の不動産投資信 託証券として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を 単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略) 現行

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2019年2月6日の「東証REIT Core指数」<u>(以下「対象指数」といいます。</u>)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成 する各銘柄の不動産投資信託証券の数の 構成比率に相当する比率により構成され る各銘柄の不動産投資信託証券として委 託者が指定するもの(以下「取得時のバス ケット」といいます。)を単位として、受 益権を取得しなければならないものとし ます。(以下略) ③~⑫ (略) 3~⑫ (略)

iFreeETF 日経225 (年4回決算型)

変更後

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「日経平均株価」の終値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)

③~④ (略)

現 行

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「日経平均株価」(以下「対象株価指数」といいます。)の終値の10分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の 株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を 単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略)

③~④ (略)

iFreeETF TOPIX (年4回決算型)

変 更 後

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「東証株価指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、「TOPIX(配当込み)」(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの

現 行

(受益権の分割および再分割)

- 第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2020年11月6日の「東証株価指数」<u>(以下「対象株価指数」といいます。)</u>の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② (略)

(受益権の取得申込)

第13条 (略)

② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を 構成する各銘柄の株式の数の構成比率に 相当する比率により構成される各銘柄の 株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を (以下「取得時のバスケット」といいま す。)を単位として、受益権を取得しなけ ればならないものとします。(以下略)

③~④ (略)

単位として、受益権を取得しなければなら ないものとします。(以下略)

③~④ (略)

以上